⑶　合格者の決定
⑷　前各号に掲げるもののほか、試験事務に関し重要な事項の決定
2　試験委員会の構成、運営その他必要な事項は、試験委員会規則をもって定める。
3　試験委員会の事務局は、資格試験センターが務める。
（試験委員長）
第10条　会長は、試験委員会委員の中から試験委員長を選任し委嘱する。
2　試験委員長は会務を総理する。試験委員長に事故があるときは、試験委員長があらかじめ指名する試験委員会委員がその職務を代理する。

第３章　試験の実施

（試験の実施）
第11条　資格試験は、貸金業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定することに基準を置く。
2　資格試験は、筆記試験により行う。
3　資格試験は、毎年１回以上実施する。
4　資格試験は、規程のほか、試験事務マニュアル、試験実施マニュアルに基づき実施する。
5　試験科目及び出題範囲、試験実施要領のほか資格試験の実施に関し必要な事項は、協会本部及び支部に掲示するほか、協会のホームページに掲載する方法により公表するものとする。
（試験日）
第12条　試験日は、試験を受けようとする者（以下「受験希望者」という。）の受験機会の公平性を確保する観点から、休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。）に規定する休日をいう。）とする。
2　試験時間は、２時間とする。
（試験地）
第13条　試験地は、北海道、宮城県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、群馬県、愛知県、石川県、大阪府、京都府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県とする。
（試験問題）
第14条　試験は、四肢択一とし、出題数は50問とする。
（試験問題等の印刷、輸送）
第15条　試験問題及び解答用紙等は、国家試験等の試験問題の取扱い実績を有する印刷会社において印刷し、紛失、盗難、火災及び漏えいが発生しないよう厳重に保管するものとする。
2　試験問題及び解答用紙等の輸送は、安全・確実に当該業務を実施できる運送業者を選定し、資格試験センターが指定する輸送方法により行うものとする。

第４章　受験申込書の受付等

（試験実施要領の配布）
第16条　試験実施要領を公表する日は会長が決定する。
2　資格試験センター及び協会支部は、試験実施要領、受験申込書等受験申込に必要な書類の送付依頼を受けたときは、速やかに配布するものとする。
（受験申込の受理）
第17条　受験希望者は、協会が指定する方法で受験手数料を納付するとともに、受験申込書を会長に提出するものとする。
2　受験申込の方法は、インターネット又は郵送による方法とする。
3　資格試験センターは、受験申込の方法を、試験実施要領で定める。
4　資格試験センターは、次に掲げる場合は、受験希望者からの受験申込を受理しないものとする。
⑴　受験申込書の不備が試験実施要領で定める受付期限の翌日から３営業日以内に訂正されないとき
⑵　試験実施要領で定める受付期間を過ぎて受験申込書が提出されたとき
⑶　受験手数料の収納を試験実施要領で定める日において確認できないとき
（受験票の送付）
第18条　資格試験センターは、受験番号ほか、必要な事項が記載された受験票（以下「受験票」という。）を、受験申込を受理した者（以下「受験申込者」という。）に送付するものとする。

第５章　試験会場等の確保

（試験会場の選定条件）
第19条　資格試験センターは、次の条件を満たす施設を試験会場として選定するものとする。
⑴　試験会場は、主要駅から徒歩可能、又は主要駅から公共交通機関を使用し概ね60分以内で到着可能な場所に立地すること
⑵　不正行為を防止するため、十分な規模の試験室が確保できること
⑶　試験会場内に会場事務局室の確保が可能であること
⑷　試験会場は、法令で定められた防災設備を備え、避難誘導経路に関する説明図面の掲載等、緊急事態の発生時に即応できる施設であること
⑸　車椅子を利用する者の受験が可能な設備等がある建物を有すること
（試験会場の確保）
第20条　資格試験センターは、試験地別の受験者数を予測し、想定される受験者数が収容可能で前条の選定条件に適う試験会場を確保するものとする。
（試験実施要員の確保）
第21条　資格試験センターは、試験実施要員を確保し、各試験会場に配置するものとする。
2　資格試験センターは、確保した試験実施要員に、試験実施マニュアルの内容を周知するものとする。

第６章　試験日の運営等

（試験日の組織）
第22条　協会は、試験日の運営のため次の組織を臨時に設置し、試験の実施及び管理を行う。
⑴　試験日の前週から、資格試験終了後、解答用紙が採点業務委託先に到着するまでの間、試験実施本部を設置する。
⑵　試験日当日、試験実施本部に会場事務局統括部及びお問合せ窓口を設置し、会場事務局統括部長を配置する。
⑶　試験日当日、試験会場毎に会場事務局を設置し、会場責任者、試験監督員を配置する。
（職務）
第23条　本部長、副本部長、会場事務局統括部長、会場責任者、試験監督員の職務は次のとおりとする。
⑴　本部長は会長がこれに当たり、天災等その他の事由が発生したときの試験の実施については、別途定める大規模災害等発生時の措置要領に基づき、資格試験の中止のほか、必要な決定をするものとする。
⑵　副本部長は資格試験センター長（常務執行役を設けた場合は常務執行役）がこれに当たり、試験実施マニュアルに基づき、試験実施本部及び各試験会場における事務を統括するとともに、本部要員を指揮して、試験の実施に係る情報の収集及び会場事務局統括部長との連絡調整を行う。
⑶　会場事務局統括部長は会場事務局統括部を統括し、会場責任者との連絡調整を行う。
⑷　会場責任者は、試験会場の責任者として、当該試験会場における試験実施について総括的な監督及び管理を行う。
⑸　試験監督員は、試験監督補助員を指揮して、受験者への指示、説明及び非常時における受験者への対応に当たるとともに、試験の監督を行う。
（不正受験者等に係る措置）
第24条　試験において不正な行為のあった者に対しては、受験を中止させ、退場させるものとする。
2　前項のほか、試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができるものとする。

第７章　合格判定等

（合格者の決定）
第25条　合格者は、試験委員会の合議による判定に基づき、試験委員会が決定する。
（合格の公表）
第26条　会長は、合格者の受験番号を協会本部及び支部に掲示するほか、協会ホームページに掲載する方法により公表するものとする。
（試験結果の公表）
第27条　会長は、受験者数、合格率、正答を、協会ホームページに掲載する方法により公表するものとする。
（試験結果の報告）
第28条　会長は、施行規則第26条の46第１項に定める事項を記載した報告書及び合格者一覧表を遅滞なく金融庁長官に提出するものとする。
（合格証書の交付）
第29条　会長は、合格者に対して、合格証書を交付する。
2　合格証書の再発行は行わない。
（合格証明書の交付）
第30条　資格試験センターは、合格証書を紛失した者等から、合格証書の再交付の申請があった場合には、合格証書の再発行に代えて、貸金業務取扱主任者資格試験合格証明書（以下「合格証明書」という。）を交付するものとする。